

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1における報告に基づき、職員の給与について、所要の措置を取られるよう次のとおり勸告する。

1 改定の内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例第2条の適用を受ける職員（(2)及び(3)に掲げる職員を除く。）に係る期末手当

ア 令和3年12月期の支給割合

(ア) (イ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.1月分（再任用職員については、0.65月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.9月分（再任用職員については、0.55月分）とすること。

イ 令和4年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.175月分（再任用職員については、0.675月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分（再任用職員については、0.575月分）とすること。

(2) 特定任期付職員に係る期末手当

ア 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

イ 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分とすること。

(3) 任期付研究員に係る期末手当

ア 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

イ 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイ、(2)のイ及び(3)のイについては令和4年4月1日から実施すること。